法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割 : 上場会社固有の開示制度の改善(1)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

```
(出版者 / Publisher)
法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経営志林 / The Hosei journal of business
(巻 / Volume)
31
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
135
(終了ページ / End Page)
148
(発行年 / Year)
1995-01-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003415
```

〔研究ノート〕

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割 — 上場会社に固有の開示制度の改善(1)—

大 下 勇 二

I はじめに

前稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備(1)~(7・完)—」(本誌第29巻4号,第30巻1号~3号,第31巻1号~3号)は、フランス商事会社法規定の「株主総会時の情報開示制度」の発展と、当該発展における証券取引委員会(COB)の役割を考察した。この開示制度は、株式会社全体をその適用対象とする。従って、上場の有無に拘らず、すべての株式会社に適用される開示制度である。

これに対して、本稿で取り上げる「上場会社に 固有の開示制度」とは、上場会社だけに適用され る商事会社法規定の開示制度である。

フランスには、わが国あるいは米国等に見られる「証券取引法」が、一つの独立した法律として制定されていない。例えば、わが国証券取引法における流通市場の開示規定に相当する規定は、フランスでは商事会社法ないしその施行令に収容されている。従って、前稿で取り上げた「全株式会社適用の株主総会時の開示制度」と本稿の「上場会社に固有の開示制度」は、いずれも同じ商事会社法体系に規定されている。わが国では、前者の開示制度は商法に、後者の規定は証券取引法に収容されており、この点で違いを見せている。

また,前稿で取り上げた全株式会社適用の株主 総会時の開示制度は,その主要伝達媒体を「年次 報告書」ないし「年次プラケット」とし,現在株 主あるいは将来株主(投資家)への情報提供を主たる目的とする。これに対して、本稿の上場会社に固有の開示制度は、フランスの官報の一つ「法定公告公報 (Bulletin des Annonces Legales Obligatoires, BALO)」を伝達媒体として、情報を証券市場に広く一般に流布させることを予定した投資家向けの開示制度である。

BALOは週に数号発行される紙媒体であるが、 各家庭に普及しているミニテル(情報通信ネット ワーク)を利用すれば、簡単に情報を得ることが 可能である。

本稿は、フランス商事会社法規定の「上場会社 に固有の開示制度」の発展と、当該発展における 証券取引委員会の役割を考察する。

Ⅱ 上場会社に固有の開示制度の発展

フランス商事会社法規定の上場会社に固有の開示制度は、年次・半期・四半期の各開示制度からなる。年次開示制度は年度毎の年次計算費類の公表、半期開示制度は半期毎の活動・成果表と半期報告費(当初は暫定B/S)の公表、四半期開示制度は四半期毎の売上高の公表(1965年から)を中心とする証券市場に向けられた開示制度である。

以下,第1表に基づいて,上場会社に固有の開示制度の発展を概観する。その詳細な分析は第Ⅲ章以下の各論で取り上げることとし,本章ではその全体的な特徴に限定して考察したい。

11 三主	コニンフ令外法における	上場会社間有の開示制度の発展
- 第 1 3文	ノフンス芸仕法における	上场会在向有公用不制度公全用

	開示制度				1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正
	株主総会前開示								
年	対	象	企	菜				全公式市場上場会社	同左
次開	開		期	限	なし	なし	なし	度終了後4ケ月以内	
示		開示						かつ定時株主総会開	同左
								催の15日前	

	開;	示制	度		1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正
	開	示	甞	類	なし	なし	なし	・年次計算部類 ・経過年度末保有 有価証券明細書 (免除規定) ・成果処分案 ・年次計算背類類 の連結計算事類 (未監査の草案で あることを明示)	・年次計算費額 ・成果処分案 ・連結計算費類 (未監査の草案で あることを明示)
年	株主	総会	後開	示					
次	対	象	企	菜	公式市場上場会社ないし証券仲立人市場 上場会社でその資産 総額が10億フラン超 の会社	公式市場上場会社で 資産総額が1千万フ ラン超の会社	同左	全公式市場上場会社	同左
	開	示	期	限	総会承認後翌月末ま で	同左	総会承認後45日以内	同左	同左
開示	Ħ	示	告	類	・B/S ・損益計算費 ・経過年度の売上高 ・同年度末の保有有 価証券明細費	・B/S (会社締結 のオフ・バランス 契約額、利益処分 表、子会社・参加 会社一覧表派付) ・一般経営計算中 ・損益計算中 ・経過年度末保有有 価証券明細時(数 量と市場価格記載)	 同左	・承認済年次計算部類(監査証明付)・成果処分決議書・年次計算計類附属の連結計算背類(監査証明付)	·承認済年次計算書類(監査証明付) ·成果処分決議書 ·連結計算書類 (監査証明付)
	免	除	規	定	なし	なし	なし	無修正で承認の場合、 総会前公表書類への 参照の旨を監査証明 を含めてBALOに公 表することを条件に 総会後の公表を免除	同左
	対	象	企	菜	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ
	開	示	期	限	各半期終了後1ケ月 以内	各半期終了後3ケ月 以内	各半期終了後4ケ月 以内	上半期終了後4ケ月 以内	同左
半期開示	開	示			・前年同期と比較した当該半期の事業 経過に関する要約 的数値情報	· 暫定B/S	同左	・上半期活動・成果 妻(純売上高と税 引前成果記載) COBの裁量権	・上半期活動・成果 表 ・半期報告む ・連結ベースの上半 期活動・成果表と 半期報告杏(COB の作成命令権)(監 査証明付) COBの裁量権
四半期開	対	象	企	業	なし	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ
期開示	開	示	期	限	なし	各四半期終了後1ケ 月以内	各四半期終了後45日 以内	同左	同左

<u> </u>	開示制度			1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正	
	T-1717	23.16.1	<u>'~</u>		1000 07800	・経過四半期売上高	・経過四半期の税抜	・経過四半期と当年	活動部門別に経過
四						(前四半期および	売上高(当該年度	度の先の各四半期	四半期と当年度の
						前年同期と比較し	の先の各四半期と	および前同期の活	先の各四半期および
半						た税抜・税込活動	当該年度全体の活	動部門別純売上高	前年同期の売上高
期	開	示	卋	類	なし	部門別売上高記載)	動部門別売上高お	(免除規定)	・連結売上高(連結
開						1101 1777763214116447	よび前年度の同様	COBの裁量権	計算書類作成会社)
示							の活動部門別売上	CODVIMALIE	(免除規定)
							高)		COBの裁量権
	-				資産総額が10億フラ	資産総額が1千万フ	1017		00D*/M.M.1E
l .	対	象	企	菜	ン以下の上場会社	ランの上場会社	同左		
小	123	示り	期 限		株主の求めに応じて	7 47 11 11 11 11			
模上			形		15日以内に直接送付	同左	同左		
小規模上場会社の開示義務	נחכו		">	,ex	・直近の株主総会承	・直近の株主総会承	同左		
会					認済のB/S、損	認済のB/S、損	(B/Sには会社締	廃止	廃止
の関					益計算費, 経過年	益計算費,一般経	結のオフ・バランス		
景	開	示	杏	類	度売上高. 同年末	営計算費, 保有有	契約額,利益処分表,		
務					の保有有価証券明	価証券明細書	子会社·参加会社一	1	
					細性	川川ルグツ州百	覧表添付)		
-	_				非株式会社および非	非株式会社および非	363XM1177	非株式会社および非	
					上場会社で、その資	上場会社で、その資		上場会社で、その資	
					本金の50%以上が上	金の50%以上が上場		本金の50%以上が直	
上					場会社(資産総額が	会社 (資産総額が1		接・間接に上場会社	
場					10億フラン超)によ	千万フラン)により	同左	により保有され、かつ	
会	対	象	企	菜	り保有され、かつ保	保有され、かつ資産	PIZE.	資産総額が2千万フ	同左
社					有有価証券総額が1	総額が1千万フラン		ラン超ないし保有有	
					億フラン超の会社	超ないし保有有価証		価証券の棚卸価値も	
0					限ノノン(通り大社	券総額が1百万フラ		しくは市場価値が2	
子						ン超の会社		百万フラン超の会社	
会					株主総会承認後翌月	▼ Ø ▼ Ø ▼ Ø		日ガノノマ風の芸江	
社	開	示	期	限	末まで	同左	総会承認後45日以内	同左	同左
n					・保有有価証券明細費	· 一般経営計算書		・承認済の年次計算	・承認済の年次計算
開					NY 14 14 BERESS STANKE	・担益計算書		普類 (必要ある場	お類(必要ある場
1						· 保有有価証券明細書		合監査証明添付)	合監査証明添付)
示						N. 11 11 IEBBE 25-7144 E3		・成果処分決議書	・成果処分決議書
義	開	示	冉	粞			同左	· 保有有価証券明細費	(これらは法定公告
務	""		144	~~			1. 1/2	(これらは法定公告	
	ŀ							掲載資格のある新聞	
								に掲載しBALOへの	の参照の旨をBALO
								参照の旨を指示)	に指示)
\vdash					法律または行政立法	法律または行政立法の		法律または行政立法	
				の規定により官報ま	規定により官報または		の規定により官報ま		
					たは法定公告誌に年	法定公告誌に年次・半		たは法定公告誌に年	
				次・半期開示背類を	期・四半期開示啓類お		次・半期・四半期開示		
				公表する会社は先の	よび上場会社の子会社		砂類を公表する会社		
	開示	義務	免除		公表への参照をBA	の開示義務書類を公表	同左	は先の公表への参照	同左
					LOに指示すること	する会社は先の公表へ		をBALOに指示する	
					を条件に当該普類の	の参照をBALOに指示	1	ことを条件に当該告	
					公表を免除	することを条件に当		類の公表を免除	
						該公表免除		2000	
Ц.	(木寿け冬注会に共づいて符考が作成) たものである)								

(本表は各法令に基づいて筆者が作成したものである)

1.上場会社に固有の開示制度の変遷

(1) 1959年の上場会社に固有の開示制度の創設

上場会社固有の開示制度を創設する「証券市場に関する1959年2月4日オルドナンス第59-247号」は、その名の示すとおり、証券市場に関するものである。当該法令により、上場会社に対して、一定の情報を証券市場に向けて定期的に広く公表させる情報開示制度が制度化された。

それまでは、年次報告書を中心とした前出の株主総会時の開示制度が企業情報の唯一の情報源泉であった。従って、一般の投資家が企業から直接入手できる情報は、年に一回、株主総会時に公表される情報に限られていた。このことが、証券市場における合理的な株価形成と公正な証券取引の大きな障害となっていた。その意味で、1959年の上場会社固有の開示制度の創設は、フランスの会計ディスクロージャー制度において非常に大きな意義を有する。

第1表に示すとおり、1959年2月4日オルドナンス(以下「1959年オルドナンス」と呼ぶ)は次の4つの開示義務を課した。すなわち、

① 資産総額が10億フラン(旧フラン)超の上 場会社に対するBALOでの年次開示義務

年次開示制度では、株主総会承認後翌月末までに、承認済のB/S、経過年度の損益計算費、売上高、同年度末の保有有価証券明細費を、BALOに公表しなければならない。

② 同上場会社に対するBALOでの半期開示 ※***

半期開示制度では、各半期終了後1ケ月以内に、 当該半期の事業経過に関する要約的数値情報を公 表しなければならない。

③ 小規模上場会社の株主直接送付義務

BALOでの年次・半期開示義務の免除される上場会社、すなわち、資産総額が10億フラン以下の上場会社は、この義務により、株主の求めに応じて15日以内に、直近のB/S、損益計算書、経過年度の売上高、年度末の保有有価証券明細費を株主に直接送付しなければならない。

④ 一定規模上場会社の子会社に対するBALO での開示義務

これにより, 年次・半期開示義務の適用を受け

る上場会社の子会社で保有有価証券総額が1億フラン超であれば、その会社形態および上場の如何を問わず、株主総会終了後翌月末までに、保有有価証券明細費を公表しなければならない。

(2) 1965年の改正

第1表に示すとおり、1959年の上記開示制度は、「株主・一般公衆の情報に関する1965年11月29日デクレ第65-999号」(以下「1965年デクレ」と呼ぶ)により改正された。1965年デクレはその名の示すとおり、株主・一般公衆の情報に関するものである。この場合の「一般公衆」とは「投資家」あるいは「将来株主」の意味で理解される。1965年デクレによる改正点は次のとおりである。すなわち、

① 年次・半期開示制度適用基準の変更

年次と半期の開示義務が適用される上場会社の 資産規模が10億フラン(旧フラン)超から1千万 フラン(新フラン)超に変更となった。それに伴い、小規模上場会社の株主直接送付義務は1千万 フラン以下の資産総額の会社に適用されることと なった。これは、フランのデノミによるものである。

② 年次・半期開示書類の拡大

年次開示制度では、「経過年度の売上高」が削除され、当該情報を含めた当期業額主義計算事たる「一般経営計算事」が新たに加えられた⁽²⁾。これは、当時の決算事体系の変化に対応したものである。

また、B/Sには、会社締結のオフ・バランス 契約額、利益処分表、子会社・参加会社一覧表を 添付しなければならない。さらに、年度末の保有 有価証券明細書については、数量と市場価格記載 義務づけが明記された。

半期開示制度では、「事業経過に関する要約的数値情報」という抽象的な公表内容から、上半期末と下半期末時点の「暫定B/S (situations provisoires du bilan)」に改正された。この上半期B/Sと下半期B/Sは、株主総会で承認を受けた「確定B/S」と区別するために、「暫定B/S」と呼ばれる。

③ 半期開示期限の延長

半期末時点のB/S公表義務づけに伴い,作成に 必要な時間を考慮して,公表期限が半期経過後 「1ヶ月以内」から「3ヶ月以内」に延長された。

④ 四半期開示義務の創設

年次・半期開示義務に加えて、同一対象企業に対して新たに、四半期経過後1ヶ月以内に、3ヶ月毎の売上高(活動部門別売上高)の開示を義務づけた。これにより、フランスでは、BALOという伝達媒体を通して、3ヶ月毎の売上高、6ヶ月毎のB/S、1年毎のB/Sと損益計算費等が定期的に広く一般に開示されることとなった。

- ⑤ 小規模上場会社の開示 書類の拡大 年度売上高が削除され、当該情報を盛り込んだ 一般経営計算書が加えられた。
 - ⑥ 一定規模上場会社の子会社の開示義務の 拡大

当該開示義務の適用基準が、「保有有価証券総額1億フラン超」のみから、「資産総額1千万フラン超」ないし「保有有価証券総額1百万フラン超」に変更となった。これにより、適用対象会社が拡大された。

開示書類も、「一般経営計算書」と「損益計算 書」が新たに加えられた。

(3) 1966・67年の改正

1965年デクレの開示規定は、1966年7月24日法律(商事会社法、以下「1966年商事会社法」と呼ぶ)の適用に係わる1967年3月23日適用デクレ(以下「1967年デクレ」と呼ぶ)に、ほぼそのままの形で収容された(3)。これにより、商事会社法開示制度として、従来の「株主総会時の開示制度」と証券市場に向けられた「上場会社に固有の開示制度」が並存することとなった。この意味で、1966・67年の改正は重要である。この1966年商事会社法体系に基づく上場会社固有の開示制度は、次の1983年と1985・86年の改正を経て現在に至っている。第1表に示すとおり、1966・67年の改正点は次

のとおりである。すなわち, ① 年次開示期限の統一化と半期・四半期開示

期限の延長 年次開示期限が「総会承認後翌月末まで」から 「45日以内」に変更され、すべての企業にとって 同一日数になった。これに伴い、一定規模上場会

また、半期開示期限は「半期終了後3ヶ月以内」 から「半期終了後4ヶ月以内」に、四半期開示期 限は「各四半期終了後1ヶ月以内」から「各四半

社の子会社の開示期限も同様の変更が行われた。

期終了後45日以内」に延長された。

(4) 1983年の改正

1967年デクレの開示規定は、「1983年4月30日 法律第83-353号(以下「1983年調和化法」と呼ぶ) の適用および商人ならびに特定会社の会計義務に 関する1983年11月29日デクレ第83-1020号」(以下 「1983年調和化法適用デクレ」と呼ぶ)により大きく 改正された"。1983年調和化法と同適用デクレは、 EC会社法第4号指令等のECレベルでの調和化作 業に対応することを目的として、1966年商事会社 法と1967年同適用デクレを改正するものであった。

第1表に示すように、1983年調和化法適用デクレによる改正点は次のとおりである。

① 年次開示制度における株主総会前開示の 創設

株主総会後の年次開示義務に加えて、総会前の 開示義務が新たに創設された。フランスでは、多 くの企業がその事業年度を1月1日~12月31日と し、しかも、定時株主総会の法定開催期限が年度 終了後6ケ月以内で、大部分の企業が当該期間を 最大限利用していた⁽⁵⁾。このため、株主総会後の 年次開示は7月~8月に行われ、年度終了後半年 以上経過しなければ前年の財務状況が分からなかった。

そこで、情報開示の迅速化を目的として、年度 終了後4ヶ月以内かつ株主総会開催の15日前まで に、未承認の草案であることを明示して、年次計 算書類、保有有価証券明細書、成果処分案、年次 計算書類附属の連結計算書類を公表することを全 上場会社に義務づけた。監査未了の場合には、そ の旨を明記する。

② 年次開示制度における株主総会後開示の 免除

総会前の年次開示義務が新たに創設されたのに 伴い、企業の負担を考慮して、既開示書類が株主 総会で無修正で承認された場合には、監査証明に 加えて当該書類への参照の旨をBALOに掲載すれ ば足りる。

③ 年次・半期・四半期開示企業の拡大

年次・半期・四半期開示義務のある企業は「資産総額が1千万フラン超の上場会社」であったが、これが「全上場会社」に拡大された。これにより、「小規模上場会社の開示義務」が廃止され、従来

140

からの企業規模別開示制度は姿を消すこととなった。

④ 年次・半期開示書類の拡大

年次開示については、B/S、成果計算書および注記・附属明細書よりなる「年次計算書類」、「成果処分案」ないし「成果処分決議書」、年次計算書類附属の「連結計算書類」に変更となった。また、総会前開示では、これに保有有価証券明細書が加わる。ただし、当該書類は、一定の情報の開示により重大な損害が生ずる恐れがある場合、その理由を付して開示情報が不完全であることを明記すれば一部の公表が免除される。同様の免除規定は四半期開示についても認められた。

半期開示については大きく改正され、上半期の「暫定B/S」は「上半期活動・成果表」に変更された。また、下半期の「暫定B/S」は、既述の株主総会前年次開示制度に統合された。この上半期活動・成果表には、純売上高と税引前成果の記載が義務づけられた。これは、従来の「暫定B/S」に成果情報の点で問題があり、この点を改善したものである。

また,「上半期活動・成果表」の開示制度は, 証券市場に関するEC理事会指令「上場会社の定 期的情報開示(82/121/CEE)」(1982年2月15日) を国内化したものである。すなわち,当該指令で は,上半期中の売上高,税引前ないし税引後の損 益の半期報告義務が規定されていた。

⑤ 半期・四半期開示書類に関する裁量権のCOBへの付与

半期・四半期開示書類の内容については、特定企業の活動の特質を考慮するために、適当な開示内容を定める権限がCOBに付与された。この点は非常に重要で、従来、COBが事実上果たしてきた機能を法規定上明確にしたものと理解される。

⑥ 一定規模の上場会社子会社の開示義務の 拡大

適用基準は、資産基準が「1千万フラン超」から「2千万フラン超」に、有価証券基準が「1百万フラン超」から「2百万フラン超」に引き上げられたが、年次・半期・四半期開示義務の適用と連動して、「全上場会社の子会社」に範囲が拡大した。改正前は、「資産総額が1千万フランを超える上場会社の子会社」が対象であった。

また、開示書類は、上場会社の年次開示並に改正された。すなわち、連結計算書類を除けば、承認済の年次計算書類、成果処分決議書、保有有価証券明細書を開示しなければならない。

(5) 1985年・86年の改正

1967年デクレの開示規定は、1983年調和化法適用デクレによる改正後、さらに「企業倒産の予防と調停的解決に関する1984年3月1日法律第84-148号の適用に係る1985年3月1日デクレ第85-295号」(以下「1985年デクレ」と呼ぶ)と「特定の商事会社と公企業の連結計算書類および年次計算書類作成規定に関する1985年1月3日法律第85-11号の適用に係る1986年2月17日デクレ第86-221号」(以下「1986年デクレ」と呼ぶ)により一部改正された"。

また、「企業倒産の予防と調停的解決に関する 1984年3月1日法律」は、1966年商事会社法の本 体に「公募会社に固有の書類」として「上半期報 告書」を規定した(同法第341-1条)。

1985年・86年の改正は、既述の1983年調和化法とその適用デクレによるECレベルの調和化作業への対応を補完するものとして捉えられる。

第1表に示すとおり、1985年デクレと1986年デクレによる改正点は次のとおりである。

① 年次開示書類の統一と連結計算書類の重視 年次開示書類は、株主総会前開示と総会後開示 とで異なっていたが、これが統一された。すなわ ち、総会前開示だけに含まれていた保有有価証券 明細書が削除された。

また、上記1985年1月3日法律より、連結計算 曹類の作成が全商事会社に義務づけられた⁽⁸⁾。こ れにより、年次開示曹類の中で、年次計算書類の 附属曹類として位置付けられていた連結計算書類 の重要性が増大し、連結計算書類は年次計算書類 と併置された。

② 半期開示

事類の拡大と連結情報の重視および

当該情報に関する命令権の

COBへの付与

「上半期活動・成果表」に「半期報告書」が加えられた。1983年調和化法とその適用デクレにより、ECレベルの調和化作業への対応が実施され、この対応作業の中で「上半期活動・成果表」が規定されたことは既述のとおりである。「半期報告

書」の創設は半期開示に関するこの一連の作業を 補完するものである。

また半期連結情報が重視され、COBは、企業に対して連結ベースの「上半期活動・成果表」と「半期報告書」の作成を命ずることができる。

③ 四半期開示書類における連結情報の重視 年次・半期開示における連結情報重視と連動し て,四半期開示においても,活動部門別の個別売 上高に加えて,連結売上高の公表が義務づけられ た。

なお、一定規模の上場会社子会社の開示書類として保有有価証券明細書が法規定上削除されたが、これは1966年商事会社法本体の第341-2条で規定されており、開示書類が軽減されたわけではない。

2.上場会社に固有の開示制度の発展とその特徴

以上、上場会社に固有の開示制度の発展を概観した。これによれば、その発展過程は二つの期間に区分できる。すなわち、1959年創設から1983年改正前までの期間と、1983年改正後の期間の二つである。以下、二つの期間における開示制度の特徴を考察する。

(1) 1959年創設から1983年改正前までの期間の 開示制度の特徴

1959年オルドナンスにより上場会社固有の開示制度が創設されてから、1965年に改正、1966年商事会社法体系に収容されたあと、1983年に改正されるまでの期間は次の特徴を有する。すなわち、

① 上場会社規模別の開示義務

② 一定規模上場会社の子会社の開示義務

第1表に示すとおり、1959年オルドナンスは、その資本金の50%以上が資産総額10億フラン超の上場会社に保有されている会社に対して、保有有価証券総額が1億フラン超の場合に、一定書類の開示義務を課した。この開示義務は、企業集団の情報を重視したもので、適用基準と開示書類はその後の改正で一部変更されるが、当該制度は1983年の改正後も存続する。

③ 半期・四半期開示期限の延長

第1表に示すとおり、半期開示期限は、「各半期終了後1ケ月以内」「各半期終了後3ケ月以内」「各半期終了後3ケ月以内」「各半期終了後4ケ月以内」と延長され、四半期開示期限も「各四半期終了後1ケ月以内」「各四半期終了後45日以内」と延長された。これは、情報開示の迅速化の点からは後退であるが、創設時規定の期限が余りにも短く、その遵守が実践上困難であることを考慮して緩和したものである。

(2) 1983年改正後の期間の開示制度の特徴

1983年改正後の期間の開示制度は、ECレベル の調和化作業への対応等により大きく影響される。

① 全上場会社に対する開示義務

1983年改正前の上場会社規模別開示制度は廃止され、全上場会社に対する開示制度に変わった。これは、上場会社の社会的重要性や影響力の増大に対応したものと見られる。

② 情報開示の迅速化

情報開示の迅速化が重視され、株主総会前の年次開示制度が創設された。当該制度が創設されたことに関連して、株主総会後の開示に負担軽減措置が設けられ、さらに下半期開示は総会前年次開示に統合された。

③ 半期成果公表の重視

ECレベルの調和化作業に関連して、また、1983年改正前の「暫定B/S」の成果表示の問題改善を目的として、半期の経営成績の表示を重視する「上半期活動・成果表」と「半期報告書」が創設された。

④ 連結情報の重視

年次・半期・四半期開示のすべての開示背類 において、連結ベースの背類の作成・公表が義務 づけられた。法規定上の連結情報重視の傾向は、 142

1983年改正後の開示制度を特徴づける極めて重要な要素である。

⑤ COBへの裁量権・命令権の付与

1983年改正後、半期・四半期開示書類の内容に関して、裁量権がCOBに与えられた。これは、既述のとおり、事実上のCOBの機能を法規定上明確にしたものである。また、半期開示に関して、連結ベースの書類の開示を企業に命ずる権限がCOBに付与された。COBは、従来から、発行市場における発行目論見書(情報ノート)の審査時に、連結計算書類の作成を企業に求めていた。1985・86年改正の年次開示における連結計算書類の開示義務づけにともない、半期開示についてはCOBにその公表を命ずる権限を与えたのである。

COBの裁量権・命令権が法規定上明示されたことにより、上場会社に固有の開示制度に対する COBの影響力が強化された。 [未完]

[注記]

- (1) この点については、拙稿「フランス証券取引委 員会設立の意義」法政大学経営学会『経営志林』 第28巻4号(1992年1月)152頁参照。
- (2) 「一般経営計算事」を始めとする決算事の体系については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備(4)—」『経営志林』第30巻3号(1993年10月)128頁参照。
- (3) 収容先は, 1967年デクレ第V節「株式組織の会社に特有の規定」第294条~第299条である。
- (4) これら法令については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割一株主総会時の情報の整備(5)—」「経営志林」第31巻1号(1994年4月)72頁参照。
- (5) この点については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割一株主総会時の情報の整備(3)—」「経営志林」第30 巻2号(1993年7月)153-154頁参照。
- (6) 年次計算事類については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割一株主総会時の情報の整備(5)—」「経営志林」第31巻1号98-81頁参照。
- (7) これら法令については、同稿72-73頁参照。

(8) 同稿81-82頁参照。

[上場会社に固有の開示制度に関する法令]

1. 「証券市場に関する1959年 2 月 4 日オルドナン ス第59-247号」による創設

第1条

その株式を証券取引所の公式市場ないし証券仲立 人市場に上場し、かつその資産総額が10億フランを 超えるすべての会社は、以下のものをBALOに公表 しなければならない。

- ① 定時株主総会によるその承認後翌月末までに、 当期の貸借対照表と損益計算事 (compte de perts et profits)
- ② 各半期終了後1ヶ月以内に,前年同期の成果と対比した当該半期の事業経過に関する要約的数値 情報

第2条

前条①に規定する公表は、当期売上高情報と当期 末の保有有価証券明細事一各種類ごとにその数を記 載一を添付しなければならない。しかし、いくつか の証券は総額で記載できる。

第3条

第1条規定の市場にその株式を上場し、かつその資産総額が10億フラン以下のすべての会社は、株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承認済の貸借対照表と損益計算事を送付しなければならない。これには、当該年度の売上高と同年度末の保有有価証券明細費を伴うものとする。

第4条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、 当該会社資本金の50%以上が第1条規定の会社により保有されている場合、保有有価証券明細書の総額が1億フランを上回る時には、第2条に定める条件で、保有有価証券明細書を公表しなければならない。

第5条

法律または行政立法の規定により、第1条と第2条に規定の背類の一つないし複数を官報または法定公告紙に公表する会社は、先の公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

第7条

本オルドナンスの第1条~第4条および第6条規

定のあらゆる違反は、24万~240万フランの罰金が課せられるものとする。

2. 「株主・一般公衆の情報に関する1965年11月29 日デクレ第65-999号」による改正

第1条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フランを超えるすべての会社は、定時株主総会による貸借対照表と損益計算事の承認後翌月末までに、以下の事類をBALOに公表しなければならない。

- ① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に 従って作成される貸借対照表。
- ② 当期の一般経営計算事(compte d'exploitation générale)。これには、期首・期末の棚卸高および主要な経営費用・収益の額を明瞭に表示し、必要ある場合には、法人税の算定上控除可能な費用から除かれるすべての費用額を明確にする。
- ③ 当期の損益計算費。これは、とりわけ当該年 度利益に対応する法人税額を明らかにする。
- ④ 当期末の保有有価証券明細費。これには、各証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。しかし、いくつかの証券は総額で記載できる。

第2条

前条規定の会社は、見出し項目を尊重するという 条件で、貸借対照表の標準様式を細分割することが できる。貸借対照表の各項目の記載は、上記1965年 10月28日デクレ第2条の定義を尊重しなければなら ない。

同デクレ第4条~第11条規定の評価規則は、これを遵守しなければならない。しかし会社は、理事会ないし業務執行社員の責任において、かつ1867年7月24日法律の改正第35条の規定の適用を妨げることなく、その貸借対照表に続けて、採用した評価規則を公表するという条件で、その他の評価規則を採用することができる。

貸借対照表には以下のものを添付しなければならない。

- ① 会社締結の貸借対照表外契約額
- ② 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に 従った利益処分表。
- ③ 子会社・参加会社一覧表。その標準様式は経済・財政担当大臣の省令による。

第3条

第1条規定の会社は、また、次のものをBALOに 公表しなければならない。

- ① 各四半期終了後1ケ月以内に,経過四半期売 上高情報。これには,前四半期および前年同期と比 較した税抜き・税込売上高を記載する。いくつかの 異なる活動部門を有する会社は,活動部門別売上高 を公表しなければならない。
- ② 各半期終了後3ヶ月以内に,経過半期末に作成する暫定貸借対照表 (situation provisoire)

有価証券ポートフォリオの管理を目的とする会社 および不動産賃貸を目的とする会社は、本条第①項 規定の情報に代えて、経過四半期のポートフォリオ の収入ないし受取賃貸料収入を公表しなければなら ない。これには、前四半期および前年同期と比較し た同収入を記載する。

第4条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつ その資産総額が1千万フラン以下のすべての会社は、 株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承 認済みの次の背類を送付しなければならない。

- ① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に 従って作成される貸借対照表。
- ② 当期の損益計算費。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

本条規定の会社は、株主の求めに応じて同一条件で、一般経営計算書および第1条④項規定の条件で作成する年度末の保有有価証券明細書を送付する。この一般経営計算書には、期首・期末の棚卸高および主要な経営費用・収益の額を明確にする。

第5条

非株式会社形態の会社および非上場株式会社でも, 当該会社資本金の50%以上が第1条規定の会社一社ないし数社により保有されている場合, 資産総額が1 千万フランを超えるかあるいは保有有価証券明細費 総額が1百万フランを超えている時には,第1条と 第2条に定める条件で,一般経営計算費, 損益計算 費および保有有価証券明細費を公表しなければならない。

第6条

法律または行政立法の規定により、第1条、第2条、第3条および第5条規定の沓類の一つないし複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先の

公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

第8条

本デクレの規定は、1965年12月31日以降に終了する年度から適用する。証券市場に関する1959年2月4日オルドナンス第59-247号の第1条~第5条は本デクレ規定の施行から廃止する。

3. 「商事会社に関する1967年3月23日デクレ第67-236号」への収容と一部改正

第294条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フランを超えるすべての会社は、定時株主総会による貸借対照表と損益計算費の承認後45日以内に、以下の費類をBALOに公表しなければならない。

- ① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に 従って作成される貸借対照表。
- ② 当期の一般経営計算費。これには、期首・期末の卸棚高および主要な経営費用・収益の額を明瞭に表示し、必要ある場合には、法人税の算定上控除可能な費用から除かれるすべての費用額を明確にする。
- ③ 当期の損益計算費。これは、とりわけ当該年 度利益に対応する法人税額を明らかにする。
- ④ 当期末の保有有価証券明細書。これには、各 証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。し かし、いくつかの証券は総額で記載できる。

第295条

前条規定の会社は、見出し項目を尊重するという 条件で、貸借対照表の標準様式を細分割することが できる。貸借対照表の各項目の記載は、上記1965年 10月28日デクレ第2条の定義を尊重しなければならな い。

同デクレ第4条~第11条規定の評価規則は,これを遵守しなければならない。しかし会社は,理事会ないし業務執行社員の責任において,かつ商事会社法の第341条の規定の適用を妨げることなく,その貸借対照表に続けて,その他の評価規則を採用することができる。

貸借対照表には以下のものを添付しなければならない。

- ① 会社締結の貸借対照表外契約額
- ② 1965年10月28日デクレ第1条規定のモデルに従っ た利益処分表
- ③ 子会社・参加会社一覧表。その標準様式は本 デクレに附属するものによる。

第296条

第294条規定の会社は、また、次のものをBALOに 公表しなければならない。

- ① 各四半期終了後45日以内に,経過四半期の税 抜き売上高,場合により当該年度の先の各四半期と 当該年度全体の売上高情報および前年度の同様の情 報。いくつかの異なる活動部門を有する会社は,各 部門で同様の比較を行い,各活動部門に対応する売 上高を公表しなければならない。
- ② 各半期終了後4ヶ月以内に,経過半期末に作成する暫定貸借対照表。

前項第①規定の情報に代えて、次の情報が公表される。

有価証券ポートフォリオの管理を目的とする会社 によりそのポートフォリオの収入額。

不動産賃貸を目的とする会社による受取賃貸料 収入

保険・再保険会社および積立保険会社による発行 ないし受取プレミアム額

季節活動を有する会社は、経済・財政大臣の承認により、上半期末の暫定貸借対照表に代えて、上半期末日から最大1ヶ月前ないし後の日に作成される暫定貸借対照表を、考慮した日から起算して4ヶ月を超えない期間内に、公表することができる。

第297条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつ その資産総額が1千万フラン以下のすべての会社は、 株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承 認済みの次の背類を送付しなければならない。

- ① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式 に従って作成される貸借対照表。
- ② 当期の損益計算費。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

本条規定の会社は、株主の求めに応じて同一条件 で、次の告類を送付する。

- ① 一般経営計算書。これには、期首・期末の棚 卸高および主要な経営費用・収益の額を明確にする。
 - ② 第294条第④号規定の条件で作成する年度末の

保有有価証券明細背

第295条の規定は本条規定の会社に適用可能である。 第298条

非株式会社形態の会社および非上場株式会社でも、 当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社 ないし数社により保有されている場合、資産総額が1 千万フランを超えるかあるいは保有有価証券明細費 総額が1百万フランを超えている時には、第294条と 第295条に定める条件で、一般経営計算售、損益計算 費および保有有価証券明細費を公表しなければなら ない。

第299条

法律または行政立法の規定により、第294条、第295条, 第296条および第298条規定の背類の一つないし 複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先 の公表への参照をBALOで指示するという条件で、 それらの新たな公表を免除する。

公表ないし株主総会への報告について銀行取締委 員会により定められた形式で、貸借対照表、少なく とも各四半期の定期的状況、及び損益計算事を公表 する銀行は、1965年10月28日デクレ規定の標準様式 に従った貸借対照表、一般経営計算事、四半期売上 高の公表が免除される。

国家信用審議会により主要業務として登録された 金融機関は、株主総会での計算背類の報告について 銀行取締委員会により課せられた形式で貸借対照表 および損益計算書を公表している場合、銀行と同様 にこれが免除される。但し、四半期売上高について は別とする。

保険・再保険会社および積立保険会社は,これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って,貸借対照表と損益計算費を公表する。これら会社は,一般経営計算費と上半期末の暫定貸借対照表の公表が免除される。

4. 「1983年 4 月30日法律第83-353号の適用および 商人ならびに特定会社の会計義務に関する1983 年11月29日デクレ第83-1020号」による改正後の 1967年デクレの規定

第294条

第295条〜第299条の規定は、その株式の全部ない し一部を証券取引所の公式市場に上場している会社 に適用することができる。

第295条

第294条に規定する会社は、年度終了後4ヶ月以内かつ定時株主総会開催の15日前までに、会計監査役による未検証の草案に関わるものであることを明示する表現の下で、経過年度にかかる次の背類をBALOに公表するものとする。

- 1. 年次計算書類
- 2. 当期末の保有有価証券明細書。これには、各証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。但し、 重要性を持たない有価証券については総額で記載することができる。これらの記載のいくつかがその開示によって生じうる重大な損害を理由として除外される時には、この開示されている情報が不完全であることを記載するものとする。
 - 3. 成果処分案
- 4. 利用可能である場合, 年次計算費類附属の連結 計算費類。

第296条

第294条規定の会社は、定時株主総会による承認後 45日以内に、BALOに次の背類を公表するものとす る。

- 1. 会計監査役の証明を付した承認済の年次計算 背類
 - 2. 成果処分決議售
- 3. 会計監査役の証明に付した年次計算費類附属の 連結計算費類。

上記会社は、その諸提案が定時株主総会で無修正で承認され、かつ上記期間内に第295条規定の適用による公表を参照することを指摘して会計監査役の証明を付している意見をBALOに挿入するときには、前項に定める啓類の公表を免除されるものとする。

第297条

第294条規定の会社は、次の背類をBALOに公表するものとする。

- 1. 上半期終了後4ヶ月以内に,経過半期の活動・成果表。その際,特に1983年11月29日デクレ第83-10 20号第14条と第16条規定の項目に基づいて作成する純売上高と税引前成果を記載するものとする。証券取引委員会は,特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために,上半期活動・成果表の適合ないし適用される期間の変更を認めることができる。
 - 2. 各四半期終了後45日以内に, 経過四半期と場合

により当期の先の各四半期の純売上高,および前年 同期の売上高情報をBALOに公表するものとする。 複数の活動領域を有する会社は,各活動に対応する 売上高を開示するものとする。証券取引委員会は特 定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮 するために,これら情報の適合を命じることができ る。上記の記載は,その開示により当該会社に対し て損害を与える性質のものである時にはこれを免除 する。

第298条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、その資産総額が2千万フランを超えるかあるいは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フランを超えており、当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社ないし数社により直接または間接に保有されている場合、第296条に規定する期間内に次の掛類を開示するものとする。

- 1. 承認済の年次計算費額。これには必要ある場合 会計監査役の証明を付するものとする。
 - 2. 成果配分決議費
 - 3. 第295条に規定する保有有価証券明細售。

これらについては法定公告の記載資格のある新聞に公表し、かつBALOに行った公表への参照を含む意見を掲載するものとする。当該記載および公表は上に規定する会社の存在について記載するものとする。

第299条

法律または行政立法の規定により,第294条~第297 条規定の背類の一つまたは複数を官報または法定公 告誌に公表する会社は,先の公表への参照をBALO で指示するという条件で,それらの新たな公表を免 除する。

割賦販売金融,機械設備財金融および不助産信用を専門とするものを除く銀行会社は、銀行取締委員会が定める様式に従って、少なくとも四半期毎に、その期間的状況を公表するときには四半期売上高の公表が免除される。当該銀行の年次計算費類は銀行取締委員会が定める様式に従って開示するものとする。

国家信用審議会により主要業務として登録された 金融機関は、第297条に規定する条件で、四半期売上 高を公表するものとする。当該金融機関は銀行取締 委員会が定める様式に従って年次計算皆類を公表す るものとする。

保険・再保険社会および積立保険会社は、これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って、年次計算普類を公表する。これら会社は、上半期の活動・成果表の公表を免除され、第295条の規定に準拠するために当年度終了から起算して5ヶ月の期間が与えられる。

地域開発会社は,当該会社に係わるプラン・コン タブルに定める様式に従って年次計算沓類を公表す るものとする。

5. 「1985年3月1日デクレ第85-295号と1986年2月 17日デクレ第86-221号」による改正後の1967年 デクレの規定

「第VI節 その株式が証券取引所の公式市場に上場されている会社とその子会社の一定の会社に固有の規定」

第294条

第295条~第299条の規定は、その株式の全部ない し一部を証券取引所の公式市場に上場している会社 に適用することができる。

第295条

第294条に規定する会社は、年度終了後4ヶ月以内かつ定時株主総会開催の15日前までに、会計監査役による未検証の草案に関わるものであることを明示する表現の下で、経過年度にかかる次の背類をBALOに公表するものとする。

- 1. 年次計算書類
- 2. 成果処分案
- 3. 利用可能である場合,連結計算音類。第248-12 条の5°,6°,7°,8° 規定の情報は,本社で利用で きるという条件で、省略することができる。

第296条

第294条規定の会社は、定時株主総会による承認後 45日以内に、BALOに次の沓類を公表するものとす る。

- 1. 会計監査役の証明を付した承認済の年次計算む 類
 - 2. 成果処分決議費
- 3. 会計監査役の証明を付した連結計算事類。第248-12条の5°, 6°, 7°, 8° 規定の情報は, それらが第293 条規定の期限内に商事裁判所掛記課に寄託する連結 計算事類に記載されている場合, これを省略するこ

とができる。

連結計算事類の公表が、第295条あるいは本条の規定を適用して第248-12条の5°、6°、7°、8°規定を含めないで実施される時、これら情報を含めた連結計算費類が裁判所費記課に寄託される旨の記載を行う。

上記会社は、その諸提案が定時株主総会で無修正で承認され、かつ上記期間内に第295条規定の適用による公表を参照することを指摘して会計監査役の証明を付している意見をBALOに挿入する時には、前項に定める背類の公表を免除されるものとする。

第297条

第294条規定の会社は、各四半期終了後45日以内に、活動部門別に、経過四半期と場合により当期の先の各四半期の純売上高、および前年同期の売上高情報をBALOに公表するものとする。その会社の中で連結計算事類を作成し公表している会社は、同じ方法に従って連結売上高を公表するものとする。これら情報の一つが会社に重大な損害を与えるものである場合、当該情報の公表は除外される。

証券取引委員会は特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために、これら情報の適合を命じることができる。

第297-1条

第294条規定の会社は上半期終了後 4 ケ月以内に, 経過半期の活動・成果表と商事会社法第341-1条第 3 項規定の報告書を, BALOに公表するものとする。

当該表は、特に、商人と特定の会社の会計義務に 関する1983年11月29日デクレ第83-1020号第14条と第 16条規定の項目に基づいて作成する純売上高と税引 前成果を記載するものとする。当該表の各項目は、 前年度と同年度上半期の対応する項目に関する数値 を伴うものとする。証券取引委員会は、特定の会社 ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するため に、上半期活動・成果表の適合ないし適用される期 間の変更を認めることができる。

配当金の一部支払いの提案ないし実施は、半期の 純成果と次期繰越額への参照により、第1項に規定 の報告費において理由を説明しなければならない。

活動・成果表と報告事は、提供される情報の真実 性についての会計監査役の証明を付すものとする。

報告費は、活動・成果表とともにBALOで、あるいはBALOで公表された当該表を参照して法定公告誌で公表するものとする。

報告書の公表期限は、会社ないし連結会社グループの状況に正当な理由がある場合、証券取引委員会により延長できるものとする。

証券取引委員会は、連結計算費類を作成する会社 に対して、連結形式での活動・成果表と報告費を公 表するよう命ずることができる。これらは、場合に より、個別にとられる会社に関する情報で補完され る。

第298条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、その資産総額が2千万フランを超えるかあるいは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フランを超えており、当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社ないし数社により保有されている場合、法定公告の掲載資格のある新聞において第296条の期限内に次の背類を公表するものとする。

1. 承認済の年次計算書類。これには必要ある場合 会計監査役の証明を付するものとする。

2. 成果配分決議事

これら会社は、当該公表への参照を含む意見をBA LOに掲載するものとする。

第299条

法律または行政立法の規定により,第294条~第297 条規定の背類の一つないし複数を官報または法定公 告誌に公表する会社は,先の公表への参照をBALO で指示するという条件で,それらの新たな公表を免 除する。

(2と3項は廃止)

保険・再保険会社および積立保険会社は、これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って、年次計算皆類を公表する。これら会社は、上半期の活動・成果表の公表を免除され、第295条の規定に準拠するために当年度終了から起算して5ヶ月の期間が与えられる。

(5項は廃止)

第299-1条

第294条と第298条に記載される会社の社長、取締役、業務執行社員は、第295条~第298条規定の公表を行わない時には、第5等の遊警罪について規定された罰金を科するものとする。

再犯の場合,第5等の違警罪の再犯について規定された罰金を適用するものとする。

6.「企業倒産の予防と調停的解決に関する1984年3 月1日法律第84-148号」の第6条により追加され た1966年商事会社法の規定

「公募会社に固有の背類」

第341-1条

公式市場上場会社は、年次計算費類に決算日保有 の有価証券明細費を添付しなければならない。

また,公式市場上場会社は,株主総会に提出される分配可能金額の処分に関する計算書を添付するものとする。

投資信託会社を除いて、これら会社はまた、上半期終了後4ヶ月以内に、経過半期の会社の売上高と成果に関する数値データを解説し、当該期間の活動および年度の予見しうる発展と経過半期中に生じた重要な出来事を記述する報告書を作成し公表しなければならない。半期報告書の義務的な記載内容と公表の様式は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる。会計監査役は半期報告書の情報の真実性を証明するものとする。

第341-2条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でその資本金の50%以上が一社ないし数社の公式市場上場会社に保有されている会社は、その資産総額が2千万フラン超もしくは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フラン超の場合、その年次計算費に決算日の保有有価証券明細費を添付しなければならない。